平成２３年（フ）第１５１号
堺市堺区北庄町３丁３番８号　アネックスイヴ407号
債務者　鈴木　孝史
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
神奈川県厚木市山際146－１　フ・ミール小平101、住民票上の住所神奈川県横浜市泉区和泉町1713番地15
債務者　福田　賢寿
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２８号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2434番地の２
債務者　宮川　初義
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３１号
神奈川県平塚市馬入本町14番14―302号　武井マンション
債務者　藤間　　通（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３７号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島2468番地１　プリマヴェイラＡ203
債務者　折原　雅浩
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０号
新潟市中央区幸西２丁目１番２号　ブリックハイム幸西１号棟125号
債務者　鷲尾　知輝
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
岐阜県大垣市青柳町１丁目192番地　青柳ヒルズ203
債務者　村田　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
大阪府泉佐野市西本町17番５号
債務者　田中　雅久
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２５号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目16番12号
債務者　西川千代美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
大阪府岸和田市中井町１丁目１番10号
債務者　大黒　　学
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
大阪府岸和田市中井町１丁目１番10号
債務者　大黒佳予子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
大阪府岸和田市上野町西５番20号
債務者　大倉　克裕
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
大阪府岸和田市上野町西５番20号
債務者　大倉美智代
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
大阪府泉大津市穴田76番地、前住所大阪府和泉市府中町５丁目９番22号グリーンハイツ府中Ｂ204
債務者　主計のぞみ
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番１―406号
債務者　西本　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番１―406号
債務者　西本　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
大阪府岸和田市大町３丁目６番27―201号、前住所大阪府岸和田市南上町２丁目４番25号
債務者　別所　　忍
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係